

事例勉強会の方法

事例勉強会は、事例検討をするのではなく、問題解決、資質向上等の目的を持って事例検討会、事例勉強会を開催し運営します。

1 事例勉強会の目的

- (1) 利用者の問題を解決するのか。
- (2) ケアマネジャーの問題を解決するのか。
- (3) ケアマネジャーとしての専門性・資質の向上を図るのか。
- (4) 居宅介護支援事業所としての質向上を図るのか。

2 事例勉強会を進める時の姿勢

- (1) 対人援助の基本やスーパービジョンの考え方を踏まえて対応します。
- (2) 介護保険の趣旨，ケアマネジャーの役割，専門性を踏まえて対応します。
 - ① 居宅介護支援及び居宅サービス事業の運営基準，介護報酬Q&Aなど
 - ② 居宅介護支援の手引き
 - ③ ケアプラン策定のための課題検討の手引き

3 事例勉強会を進める時の方法（例）

- (1) 居宅介護支援の過程，アセスメントを振り返り，生活全般の解決すべき課題検討の確認，課題に沿った目標・サービスになっているかどうか等，居宅介護支援の基本を習得する場合

『居宅介護支援の手引きを活用します。』

- ① 医療情報を把握しているか。
- ② 具体的支障を把握しているか。
- ③ 生活支障原因を把握しているか。
- ④ 支障について，本人・家族の意向を確認しているか。
- ⑤ 介護の必要性，改善の可能性，悪化の危険性を検討しているか。
- ⑥ アセスメントの結果に沿った課題（ニーズ）になっているか。
- ⑦ 課題（ニーズ）に沿ったケアの方向性になっているか。
- ⑧ 課題（ニーズ）に沿った目標になっているか。
- ⑨ 目標に沿った介護内容になっているか。
- ⑩ 利用者の選択によるサービス種別・事業所選定になっているか。
- ⑪ サービス担当者会議は適切か。
- ⑫ モニタリングは適切か。

(2) ケアマネジャーの専門性向上を目的として事例検討・勉強をする場合

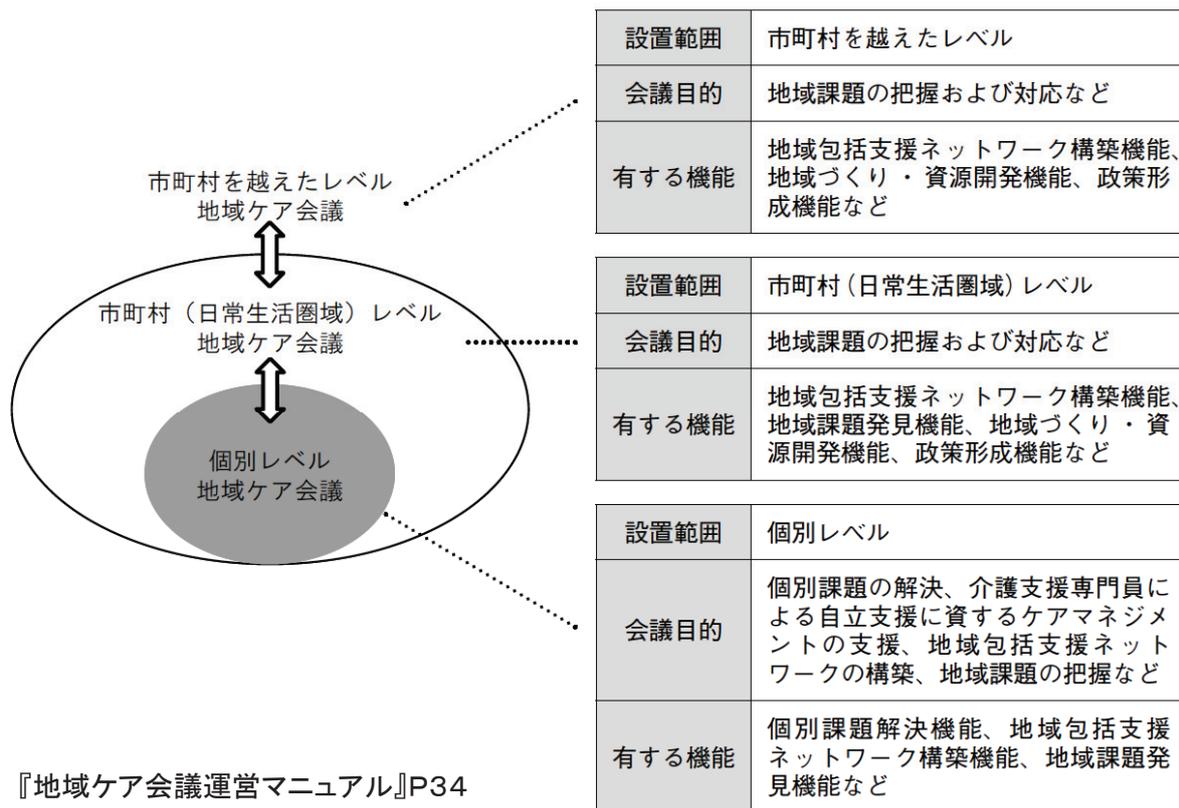
テーマを定め、『ケアプラン策定のための課題検討の手引きを活用します。』

- ① ケアマネジャーの役割を理解して対応しているか。
- ② 高齢者にとって問題となりやすい生活支障を具体的に理解しているか。
- ③ 問題・支障把握の方法を理解して対応しているか。
- ④ 問題・支障の原因把握の方法を理解して対応しているか。
- ⑤ 課題検討をするための考え方を理解して対応しているか。
- ⑥ ケアの方向性を設定するための考え方を理解して対応しているか。

(3) 利用者本人以外の家族の問題や、ケアマネジャー側や介護サービス事業者の問題、心情的問題、関わりに関する問題、介護保険サービス利用で解決できない問題への対応について、解決やスキルアップを図る場合

- ① 問題・困難の内容を具体的に整理します。
- ② 誰にとっての問題・困難なのか整理します。(利用者、家族、ケアマネ、事業者等)
- ③ 問題の原因を明らかにします。
- ④ 問題を抱えていることを受けとめます。
- ⑤ 問題や困難だけに囚われることなく、対象者の生活全般について、解決すべき課題を把握できるように支援します。
- ⑥ 介護保険制度の理念、居宅介護支援及び居宅サービス事業の運営基準、介護サービス事業の運営基準、介護報酬Q&Aなどを踏まえて検討できるように支援します。
- ⑦ ケアマネジャー、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、地域包括支援センター、行政等の役割、立ち居地を整理して考えることができるように支援します。
- ⑧ ケアマネジャーとしての立ち位置を踏まえ、関わりや対応の方法など、ケアマネジャーとしての気づきと自己解決ができるように支援します。

地域ケア会議の構築例（日常生活圏域と市町村の範囲が同じ場合）



7

「地域ケア会議」とその他の会議との相違点①

地域ケア会議(個別ケース検討)	項目	サービス担当者会議
地域包括支援センター 又は市町村	開催主体	介護支援専門員 (契約が前提)
<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース当事者への支援内容の検討 ・ 地域包括支援ネットワーク構築 ・ 自立支援に資するケアマネジメント支援 ・ 地域課題の把握など 	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況等に関する情報共有 ・ サービス内容の検討及び調整など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援事業の実施について (厚生労働省老健局長通知) ・ 地域包括支援センターの設置運営について (厚生労働省老健局振興課長ほか連名通知) 	根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(第13条第9号)
行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員住民組織、本人・家族等	参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、主治医、インフォーマルサービスの提供者、本人・家族等
サービス担当者会議で解決困難な課題等を多職種で検討 (ケース例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者が困難を感じている ・ 支援者が自立を阻害していると考えられる ・ 支援が必要だがサービスにつながらない ・ 権利擁護が必要 ・ 地域課題に関する 	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス利用者の状況等に関する情報の担当者との共有 ・ 当該居宅サービス計画原案の内容に関する専門的見地からの意見聴取

『地域ケア会議運営マニュアル』P28より

8